

DMO 設立支援業務
公募型プロポーザル実施要領

白 子 町

令和6年4月

1. 目的

白子町では、近年の旅行者ニーズの多様化、コロナ禍を経た観光の潮流の変化等を背景に、これまで本町の観光を支えてきた観光関連事業者のみでなく、町民や地域内の多様な事業者により町全体として観光を振興していくことを目的として、令和5年度に「誰もが“健幸”になれるまち」をスローガンとした『白子町観光振興プラン』を策定した。地域としての観光交流の推進においては、地域内外の多様な主体と連携したマーケティング視点で観光施策の展開などを行う推進主体が必要となることから、観光振興プラン実施の初年度において早急に推進主体を形成するとともに、観光庁が定める「観光地域づくり法人(DMO)」候補法人への登録を行う。

本事業は、地域内の関係者と議論を行い、白子町におけるDMOの位置づけ、役割等を明確に示すとともに「形成確立計画」の作成等の伴走支援を行い、「白子町DMO」(仮称)の立ち上げを行う。また、設立後においても法人の運営に対し指導及び助言等を行うことを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 DMO 設立支援業務
- (2) 業務内容 別紙、DMO 設立支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 選定方法 企画提案書等の公募によるプロポーザル方式
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで
- (5) 業務委託料 3,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

3. 事業担当課

白子町商工観光課

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074 番地の 2

電話番号：0475-33-2180 FAX 番号：0475-33-4132

メールアドレス：syokou@town.shirako.lg.jp

4. 参加資格等

次の条件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者。
 - ② 当該審査日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
 - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。
 - ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がされていない者。
 - ⑤ 募集開始の日から審査完了までの間、千葉県建設工事請負業者指名停止措置要領措置基準に基づく指名停止を受けている者。
- (2) 入札参加資格者名簿に登録されている(若しくは速やかに登録が予定されている)者であること。
- (3) 参加申込書の提出期限までに千葉県及び白子町から指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者ではないこと。
- (7) 国または地方公共団体に対し本委託業務と同種または類似事業に実績が有るもの。
- (8) その他請負業務の実施に必要な措置を適切に遂行できる体制を有していること。

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

No	提出書類名	様式	提出部数	
			正本	副本
①	参加申込書	様式第1号	1	/
②	会社概要書	様式第2号	1	8
③	業務実績書	様式第3号 及び代表的な成果品	1	8
④	企画提案書 (業務実施体制・業務行程表を含む)	様式第4号及び 任意様式	1	8
⑤	見積書（積算内訳・積算根拠を含む）	任意様式	1	8
⑥	質問書（必要がある場合のみ）	様式第5号	1	/
⑦	辞退届	様式第6号	1	/

※各提出書類の詳細については(2)を参照すること。

(2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書は、A4判カラー印刷（A3判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。
- ・文字サイズは、原則10.5ポイント以上とすること。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。
- ・企画提案書の末尾に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。
- ・企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・DMO 設立支援業務仕様書の業務項目に沿った企画提案書を作成すること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

6. 提出方法等

(1) 関係書類の配布期間

令和6年4月25日（木）から

(2) 配布方法

提出書類の各様式は、白子町ホームページからダウンロードすること。

(3) 関係書類の提出期限

- ・参加申込書等【上記 6-N o ①②③】：令和 6 年 5 月 15 日（水）
 - ・企画提案書等【上記 6-N o ④⑤】：令和 6 年 5 月 17 日（金）
- ※提出期限後の書類等の再提出及び差替えは認めない。

(4) 提出先

白子町商工観光課

(5) 提出方法

持参又は簡易書留（必着）

※持参する場合は、提出する前日までに提出先に連絡すること。

7. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。なお、質問は企画提案書の提出に必要な事項及び業務実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けない。

提出方法	質問書（様式第 5 号）を作成し、電子メールで提出すること。 ※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。
提出先 連絡先 提出先アドレス	白子町商工観光課 担当：麻生 電話：0475-33-2117 電子メールアドレス：syokou@town.shirako.lg.jp
受付期限	令和 6 年 5 月 2 日（木）正午まで
質問の回答	質問者名を伏してホームページにて回答する。 回答予定日：令和 6 年 5 月 9 日（木）

8. 審査・選考

(1) 書類審査

- ・参加申込者から提出された書類について、記載事項を確認し、参加資格及び適格要件を満たしているか審査する。
- ・参加資格を有した申込者が 4 者以上になった場合は、書面審査の評価により、プレゼンテーション審査を行う 3 者を選定する。
- ・書類審査の結果は、全ての参加申込者に電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション審査

- ・実施日時：令和 6 年 5 月 23 日（木） 午前
- ・実施場所：白子町役場 2 階 第 2 会議室
- ・実施時間：1 業者につき 30 分程度（プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分程度）
- ・出席者：3 名以内
- ・その他留意事項
 - プレゼンテーションについては、企画提案書を基に行うこととし、追加提案、追加資料等の配布は認めない。
 - 説明に際して、プロジェクター等機器を用いて提案書の表現を補足する説明をすることができる。なお、プロジェクター及びスクリーンは白子町が用意するが、その他機器については提

案者が用意すること。

○プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査及び結果通知

・審査

プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が評価を行うものとし、総評価得点が最も高い者を受託候補者とする。評価基準は下記のとおりとする。

審査項目及び評価基準

	審査項目	評価事項	評価基準	配点
1	業務遂行能力	人員配置	業務を適正かつ円滑に遂行するための人員体制が整っているか。	10
		実施スケジュール	実施スケジュールが適切に示され、確実な業務開始が見込めるか。また、業務の運用計画は実施可能なものであるか。	10
		業務実績	本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	10
2	業務内容	『白子町観光振興プラン』の理解度	『白子町観光振興プラン』を把握し、適切に整理されているか。	20
		DMO の設立支援	DMO の設立に向けた支援内容が適切で、有効と認められるものであるか。	20
3	提案価格	見積金額	提案者内の最低提示額 ÷ 提案者の提示額 × 配点 ※消費税込みで算定。小数点以下は四捨五	10
4	総合評価	プレゼンテーション等	プレゼンテーション及びヒアリング内容に説得力、理解力、対応力があるか。また、取組み姿勢に熱意を感じるか。	20
評価点				100 点満点

・審査結果の通知

審査の結果については、プレゼンテーションを行った者に令和 6 年 5 月下旬に書面により通知するとともに、白子町ホームページに掲載する。

9. 契約等

(1) 契約先

評価基準に基づき審査した結果、評価が最も高い受託候補者と契約交渉等を進める。なお、契約内

容及び契約金額等の交渉にあたり、交渉が成立しない場合、次順位者と交渉を行う。

(2) 業務内容及び契約金額の決定方法

業務内容及び契約金額については、受託候補者と白子町が協議により仕様を再確認し、改めて見積書を徴収して、予定価格の制限範囲内で決定する。

10. 参加辞退

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月17日（金）正午まで

(2) 提出場所

白子町商工観光課

(3) 提出方法

持参又は簡易書留（必着）

※持参する場合は、提出する前日までに提出先に連絡すること。

11. 失格事項

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2) 本実施要領で定めた様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合

(3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

(6) 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

12. その他留意事項

(1) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 白子町は、本プロポーザルの結果の公表や出版物等への掲載、その他執務上必要とする場合、提出書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(4) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複製することがある。

(5) 提出された書類等は、白子町情報公開条例第7条の規定により開示する場合がある。

(6) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

(7) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては一切受け付けない。